

『オープンウォータースイミング競技における水着、ウエットスーツ規則』

FINA 規則（FINA BY LAWS 2016 年 8 月 29 日承認）の内、オープンウォータースイミング競技における水着、ウエットスーツに関する規則を抜粋して以下に記します。国内公式大会（日本選手権、国体またはそれに順ずる大会）はこれに準拠致しますのでご確認ください。

1. プールまたはオープンウォーターで、競技者は水着を 1 着（2 ピース水着含む）のみ着用する事が許される。追加となるようなアームバンド、レッグバンド等は水着としては認められない。全ての水着（オープンウォーターでのウエットスーツを含む）はこの規則と FINA が定めた必要条件に準拠しなければならない。(BL 8.2)
2. オープンウォーター競技において水温が 20℃ある場合、男性、女性、両者の水着は首を覆ったり、肩を超えたり、足首を超えてはならない。オープンウォーター競技用水着のその他の形状詳細については競泳の条件に準拠する。(BL 8.4)
3. 水温が 20℃未満のオープンウォーター競技において、男性と女性は水着 (BL8.4) もしくはウエットスーツを着用できる。水温が 18 度未満の場合、ウエットスーツの着用を義務とする。(BL 8.5)
※この規則における、ウエットスーツとは保温性のある素材を使った水着である。
男女のウエットスーツは胴体、背中、肩、膝を完全に覆う事。またこれらウエットスーツは首、手首、足首を超えてはならない。

以上